

様式2

令和元年8月29日

各消防本部消防長  
県民生活課長  
警察本部生活安全総務課長 } 様

岐阜県危機管理部消防課長

消防用設備及び消防関係製品の不適正訪問販売等に関する情報について

このことについて、下記の報告がありましたのでお知らせします。

各関係機関においても広報誌・チラシ・防災行政無線・講習等により十分な注意喚起をしていただくようお願いします。

記

発生日時	令和元年8月28日(水) 午後2時30分頃		
発生市町村名(建物種別)	岐阜県下呂市 (一般住宅)		
不適正取引の内容	販売・点検・詰替・その他( )		
業者名	羽和設備 (大阪市生野区新今里5丁目12-3-303)		
請求額	8,000円	支払状況	支払済・未払
経緯	留守番中の高齢女性に、「住宅には消火器の設置の必要がある」(消防法で定められているようなことも言っていたようであるが詳細は不明)「以前販売した消火器に交換時期が来ています。」と言って消火器を販売した。(以前訪問販売から購入した事実は無い。)1本18,000円であったが、「お金がない」と言うと別の8,000円の消火器を持ってきたので買ってしまった。帰宅した長男が領収書の会社へ電話をしたところ、しばらくして販売員が来て、代金を払い戻し消火器を持って行った。		